請求人樣

福津市監査委員 灘谷 和德福津市監査委員 榎本 博

監査結果報告書

(郷づくり推進事業交付金について)

このことについて、福津市監査委員監査基準に基づいて監査を実施しましたので、次のとおり監査結果を報告します。

第1 請求の受付

1 請求人

住所 福岡県福津市【省略】

氏名 【省略】

2 請求書の提出

請求書の提出日(監査事務局受付日)は、令和2年12月17日である。

3 請求の内容

請求人提出の住民監査請求書による主張事実の要旨及び請求事項は次のとおりである。

(1) 主張事実(要旨)

福津市長(まちづくり推進室)は、津屋崎郷づくり推進協議会(以下「協議会」という。)の平成31年度交付金を17,440,000円(返還金0円)で交付確定している。

一方、協議会が財政援助しているよっちゃん祭実行委員会(以下「実行委員会」という。)の平成31年度決算書には、協議会への返還予定額(185,605円)が計上されているにも拘らず、その受け入れ先である協議会の平成31年度決算書にはその収入がなされた事実はない。

実行委員会は協議会に対して、余剰金を協賛金の比率に応じて返還しなければならないし、協議会は返還を求めなければならない。また、協議会を指導する立場にある福津市長(まちづくり推進室)は、その事実を知りながら放置している状況にあり、地方公務員法に違反すると思われる。

(2)請求事項(要旨)

監査委員は市長に対し余剰金 185,605 円について、協賛金の比率に応じ返還を 求めること、なぜこのような状況を放置していたのか原因究明し、法を順守するよう勧告することを求める。

4 事実を証明する書面

- ・令和元年度 津屋崎地域郷づくり推進協議会会計資料の確認について
- ・平成31年度(令和元年度)郷づくり推進事業交付金額確定通知書
- ・平成31年度(令和元年度)郷づくり推進事業交付金実績報告書
- 平成31年度津屋崎地域郷づくり推進協議会決算書
- ・平成31年よっちゃん祭実行委員会事業報告書、及び決算書
- 非公開決定通知書(情報公開請求)

5 請求の要件審査及び受理

令和2年12月25日に監査委員会議を開催し、本件請求については地方自治法(昭和22年法律第67号、以下「法」という。)第242条所定の要件を具備しているものと認め、同日本件請求を受理した。

第2 監査の実施

1 監査対象事項及び着眼点

請求の内容及び陳述並びに請求の要件審査の結果を総合的に判断して監査対象事項 を次のとおりとした。

郷づくり支援課の交付金確定事務は適切に行われていたか?

また、本件監査における主な着眼点は以下の通りである。

- よっちゃん祭実行委員会の返還予定金に公金としての要素は含まれるか?
- 津屋崎地域郷づくり推進協議会が返還予定金を受け取らない理由は何か?
- 市が交付金の返還を求める必要があるか?
- 2 監查対象部署

まちづくり推進室

3 請求人の証拠の提出及び陳述

請求人に対して、法第242条第6項の規定に基づき証拠の提出及び陳述の機会を 設けるにあたって、陳述の希望を確認したが「希望しない」との回答であったため陳 述会は設けていない。

4 関係人調査

令和3年1月4日2福監第59号文書により、市長に対して次の資料の提出を求めた。

- ①請求の趣旨に対する弁明書
- ②弁明書の裏付けとなる資料

上記の弁明書は令和3年1月18日に提出され、添付資料として以下の書類(写し)が提出された。

平成31年度「津屋崎千軒よっちゃん祭」会計報告

弁明書の内容は以下の通りである。

津屋崎地域郷づくり推進協議会(以下、「協議会」という。)に返還予定金185,605円が入金されていないことについて、協議会とよっちゃん祭実行委員会との間で返還額について折り合いがついておらず、棚上げ状態にある。

市はこの状況を把握していたが、双方で解決することを静観していた。

この状況が発生してから相当の期間が経過していることから、受け取り方法等について双方で協議してもらうよう促し、速やかに清算するよう働きかけていく。

また、法第199条第8項に基づき、令和3年1月22日、本件についてまちづくり推進室長、同室理事、同室郷づくり支援係長に対して関係人調査を実施した。

第3 監査の結果

1 事実の確認

① 郷づくり推進事業交付金(交付金)について

郷づくり推進協議会による地域自治活動を推進するため、「福津市郷づくり推進事業交付金交付要綱(交付要綱)」に定める基礎事業及び自主事業に対して郷づくり推進協議会に一括交付される交付金である。各郷づくり推進協議会(協議会)はその事業内容と算定項目に照らし、各部会や各自治会に予算を配分することとなっている。この交付金は地域分権に対応する自治組織を育成し、自立した市民による豊かな地域社会の実現に資することを目的としたものである。

交付金の交付に当たっては、協議会が市に交付申請を行い、市は内容を審査した うえで概算払いとして交付金を協議会に交付することとなっている。

交付を受けた協議会は年度終了後45日以内に市に対して実績報告を行い、市は 実績報告の内容を審査したうえで交付金額を確定することとなっているが、本件監 査にかかる交付金については、令和元年5月8日に実績報告が市に提出され、市は これを受けて実績報告の審査を行い、令和元年5月19日に「平成31年度(令和 元年度)郷づくり推進事業交付金額確定通知書」をもって協議会に交付金額の確定 を通知した。この確定通知書において市が「協議会の事業が交付要綱に適合する」 「交付した交付金に返還額はない」と判断したことが確認できる。

なお、請求人が提出した令和2年6月15日付2福まち第169号文書(令和元年度 津屋崎地域郷づくり推進協議会会計資料の確認について)では、会計資料に関する指摘事項については書かれていない。

②協議会からのよっちゃん祭実行委員会への財政援助について

交付要綱第4条では協議会が会則に定める構成団体に対して財政的援助をできることが定められており、財政的援助を受けた団体は援助を受けたすべての事業内容と収支を協議会に4月30日までに協議会に報告することとなっている。

本件監査に係る協議会からよっちゃん祭実行委員会への財政的援助については、 請求人から提出された資料により「協賛金」としてよっちゃん祭実行委員会に収入 されていることを確認した。

③よっちゃん祭及びよっちゃん祭実行委員会について

よっちゃん祭は、平成9年から4月に津屋崎地域で行われていたイベントで、主催は津屋崎千軒よっちゃん祭実行委員会(以下、実行委員会)であった。平成31年度は第22回として平成31年4月20日(土)・21日(日)に実施されたが、その後に実行委員会が事業の終了を発表している。

実行委員会は津屋崎地域の各種団体の代表者が集まって構成されており、その主な活動財源は前年度からの繰越金と、協議会をはじめとする津屋崎地域の団体・事

業者からの協賛金、出店者からの協賛金(出店料)となっていた。

なお、実行委員会について規約は整備されておらず、解散時の余剰金等の取り扱いについても定められてはいなかった。

④よっちゃん祭事業終了に係る余剰金の所在について

よっちゃん祭事業終了にあたり、平成31年度の実行委員会会計報告には余剰金185,605円について協議会へ返還を予定していることが記載されている。

一方、請求書に添付された平成31年度津屋崎地域郷づくり推進協議会決算書を確認したところ、上記の185.605円について収入したという記載はない。

このことについて、担当課は「協議会と実行委員会の間で返還額について折り合いがついておらず、棚上げ状態にある。」と弁明しており、返還予定金185,60 5円については現在も実行委員会側で保管されているものと推測される。

2 請求人が主張する事実の検証

①「実行委員会は協議会に対して、余剰金を協賛金の比率に応じて返還しなければならないし、協議会は返還を求めなければならない。」との主張について

協議会から実行委員会へ支出された財政的援助(協賛金)については、協議会の決算からその原資が郷づくり推進事業交付金であると考えることができ、公金的性質を帯びたものと考えることができる。

一方、実行委員会の余剰金については、その原資には協議会からの協賛金だけでなく、他団体からの協賛金や出店料、前年度からの繰越金が含まれており、どの程度の部分が公金的性質を有するかははっきりしない。

また、この前年度繰越金については以前に収入された協議会からの協賛金や他団体の協賛金等が含まれているものと考えることができることから、平成31年度の協賛金等の比率をもって返還額を定めることは適当とは言えないし、過去の状況すべてを参酌して計算することは容易ではない。

このことから、請求人に主張通りに協議会から実行委員会へ協賛金の返還を一 方的に求めることは現実的には難しいものと言える。

実行委員会には規約がなく、余剰金の処分方法についても特に定められたものがないことを踏まえると、協議会への返還額については当事者間の協議によって 定めるほかないものと考えられる。

②「また、協議会を指導する立場にある福津市長(まちづくり推進室)は、その事実を知りながら放置している状況にあり、地方公務員法に違反すると思われる。」との主張について

上記の通り、本件における協賛金の返還については当事者である協議会と実行 委員会の間でその内容について定められることが第一義であり、協議会の自主性 を尊重すれば、当初から市が積極的に関与すべきものだとは言い難い。しかしな がら、現在においては当事者間での協議が進まない状況になってから相当の期間 が経過しており、何らかの対処が必要といえる。

これについては担当課も弁明書において「この状況が発生してから相当の期間が経過していることから、受け取り方法等について双方で協議してもらうよう促し、速やかに清算するよう働きかけていく。」と記載しており、今後の関与について示していることから、請求人の主張と市の方向性は一致しているものと言える。

3 監査委員の判断

以上の事実の検証により、本件監査における請求事項「監査委員は市長に対し余剰金 185,605 円について、協賛金の比率に応じ返還を求めること、なぜこのような状況を放置していたのか原因究明し、法を順守するよう勧告することを求める。」については、請求事項にもとづく勧告の必要性はないものと判断し、本件請求を棄却する。

4 監査委員としての意見

上記の通り本件請求については棄却としたが、本件監査において判明した事実について改善を促すべきものがあったので、以下の通り意見を述べる。

イベント等の事業実施において、役割分担や資金等の管理のため実行委員会が組織されることはよくあるが、事業終了および実行委員会解散の際に余剰資金をどうするかについては事前に決められておらず、いざ解散となった場合に金銭面でトラブルにつながってしまうケースは多い。さらに、本件のように事業期間が長期間である場合や補助金を受けている場合については問題が複雑化し、その解決は容易ではないといえる。

財政援助にあたってはこの点を踏まえ、援助先団体と協議会の間で事前に協議を 行い、こういったトラブルにつながらないよう努めていただきたい。